

国における検討状況について

平成 26 年 8 月 27 日(水)
九州地方環境事務所

○ 専門委員会、小委員会設置の趣旨

昨年 10 月の外交会議で採択された「水銀に関する水俣条約」（以下、「水俣条約」という。）については、これまでに我が国を含む 102 カ国が署名し 1 カ国（米）が締結している。国連環境計画（UNEP）は、今後 2～3 年程度での条約発効を目指しており、我が国としても、日本の地名を冠する条約をできる限り早期に締結すべく、関係府省が協力して作業を進めているところである。

環境省としても、水俣条約を踏まえた水銀対策を検討するため、平成 26 年 3 月 17 日に中央環境審議会に「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について」を諮問し、同日付で関係部会（「循環型社会部会」、「環境保健部会」及び「大気・騒音振動部会」）に付議された。

○ 中央環境審議会循環型社会部会水銀廃棄物適正処理検討専門委員会

＜検討事項＞

・水俣条約を踏まえ、金属水銀及び高濃度の水銀含有物を廃棄物として処分する際の環境上適正な処理方法及び水銀添加廃製品の環境上適正な管理の促進方策について、その排出実態や特性に応じて検討する。

＜これまでの開催状況＞

第 1 回専門委員会（平成 26 年 6 月 4 日開催）

- 1 水銀に関する水俣条約の概要
- 2 水銀廃棄物の状況について
 - i 水俣条約の規定
 - ii 我が国における水銀廃棄物等の現状
 - iii 廃棄物処理法上の規制と水俣条約を踏まえた課題
- 3 水銀回収事業者（野村興産株式会社）ヒアリング
- 4 今後の検討の進め方について
 - 水銀廃棄物対策の目指すべき方向性
 - 水銀廃棄物の環境上適正な管理のあり方
 - その他、必要となる事項

第 2 回専門委員会（平成 26 年 7 月 2 日開催）

- 1 他部会における検討状況の報告（水銀廃棄物との関連分野）
- 2 水銀廃棄物の処理に関する論点と考え方（案）

【論点一覧】

- ① 廃金属水銀の環境上適正な管理について

- ・ 廃金属水銀を特別管理産業廃棄物に指定することで良いか。
 - ・ 既存の特別管理産業廃棄物の収集運搬基準に追加すべき要件は何か。
 - ・ 既存の特別管理産業廃棄物の保管基準に追加すべき要件は何か。
 - ・ 中間処理方法及び処分方法をどう定めるか。
 - ・ 金属水銀は、現在、有価物としての取扱いが一般的であるが、将来、水銀需要が縮小していく中、金属水銀の廃棄物の該当性をどのように判断するか。
- ② 水銀汚染物の環境上適正な管理処理について
- ・ 一定濃度以上に水銀又は水銀化合物を含有する水銀汚染物について、中間処理方法を明示すべきか。一定濃度以上とはどのレベルか。
- ③ 水銀添加廃製品の環境上適正な管理処理について
- <一般廃棄物の水銀添加廃製品対策>
- ・ 家庭から排出される水銀添加廃製品の環境上適正な処理を促進するためには、どういった対応が考えられるか。
- <産業廃棄物の水銀添加廃製品対策>
- ・ 水銀が飛散・溶出しやすい廃製品は何か。
 - ・ 水銀が飛散・溶出しやすい廃製品について、特別な処理方法をどう定めるか。
 - ・ 水銀が飛散・溶出しやすい廃製品であることを明らかにするためにどうするか。
- ④ その他の必要な対策等
- ・ 家庭や医療機関等に退蔵された体温計や血圧計への対応をどうするか。
 - ・ 水銀使用製品のリスト化など、上流側で必要な対策は何か。
 - ・ 新たに必要となる水銀処理施設（水銀安定化施設、最終処分場）の整備をどのように促進できるか。
 - ・ 廃棄物たる水銀と廃棄物でない水銀の保管について両者の整合をどう考えるか。
 - ・ 水銀の輸出に関する条約の規定が、水銀廃棄物の適正処理に及ぼす影響についてどう考えるか。

第3回専門委員会（平成26年8月28日開催予定）

議題（予定）

- 1 他部会における検討状況の報告（水銀廃棄物との関連分野）
- 2 水銀廃棄物の処理に関する論点について
- 3 その他

第4回専門委員会（平成26年9月開催予定）

- ・ 「水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について」 中間とりまとめ

パブリックコメント（10～11月に実施予定（1ヶ月））

第5回専門委員会（平成26年12月開催予定）

- ・ 報告書とりまとめ